

# 三重県公報

第八千二百五十三号

昭和三十三年二月十三日

水曜日

## 目次

### 告示

一 公有水面埋立しゅん工認可

### 告示

#### ◎三重県告示第八十六号

公有水面埋立しゅん工について、次のように認可した。

昭和三十三年二月十三日

三重県知事 田 中 覚

一 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具二、一九八番地

- 一 真珠養殖業 勝田亀三郎  
埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具字ハナガワ地先  
海面二十二坪五合
- 二 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 三 埋立着手およびしゅん工年月日  
着手 昭和二十五年九月一日  
しゅん工 昭和二十五年十月二十日
- 四 埋立免許年月日  
昭和二十七年五月二十八日
- 五 埋立しゅん工認可年月日  
昭和三十三年二月一日
- 六 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具字間崎四、二四三番地  
真珠養殖業 岩城楠三郎

- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具字間崎地先  
海面百九十一坪三合四勺
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゅん工年月日  
着手 昭和二十五年十月五日  
しゅん工 昭和二十七年十二月三十一日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十五年十月四日
- 六 埋立しゅん工認可年月日  
昭和三十三年二月一日

- 着 手 昭和二十九年七月二日  
しゅん工、昭和三十年七月十日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十九年六月十四日
- 六 埋立しゅん工認可年月日  
昭和三十三年二月一日
- 四 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具三、〇四八番地  
真珠養殖業 大山 嘉次
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具奥山地先  
海面三十二坪
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゅん工年月日  
着手 昭和二十八年三月七日  
しゅん工 昭和二十九年二月五日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十八年二月十二日
- 六 埋立しゅん工認可年月日  
昭和三十三年二月一日

- 五 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具四、二六九番地  
真珠養殖業 岩城 平吉
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具字間崎地先  
海面三十坪八合
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゅん工年月日  
着手 昭和二十八年三月七日  
しゅん工 昭和二十九年二月十五日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十八年二月十二日
- 六 埋立しゅん工認可年月日  
昭和三十三年二月一日

- 七 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゅん工年月日  
着手 昭和二十九年七月二日  
しゅん工 昭和三十年一月三十日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十九年六月十四日
- 六 埋立しゅん工認可年月日  
昭和三十三年二月一日
- 一 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具二四七番地  
真珠養殖業 田野上武男
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具字長谷地先  
海面百五十坪七合五勺
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゅん工年月日  
着手 昭和二十八年九月十七日  
しゅん工 昭和三十年三月二十五日

- 五 埋立免許年月日  
昭和二十八年八月十九日  
埋立しゆん工認可年月日  
昭和三十二年二月一日
- 八
- 一 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具二、一〇九番地  
真珠養殖業 堀口 吉三
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具奥山地先  
海面二十七坪
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゆん工年月日  
着手 昭和二十九年九月十日  
しゆん工 昭和三十年七月三十日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十九年九月一日
- 六 埋立しゆん工認可年月日  
昭和三十一年二月一日
- 九
- 一 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具一、九二九の一番地  
真珠養殖業 小村 徳男
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具奥山地先  
海面百三十九坪三合五勺
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立着手およびしゆん工年月日  
着手 昭和二十八年八月二十日  
しゆん工 昭和三十年八月五日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十八年七月三十一日
- 六 埋立しゆん工認可年月日  
昭和三十一年二月一日
- 十
- 一 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具二、一〇九番地  
真珠養殖業 堀口 吉三
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具奥山地先  
海面四十一坪八合七勺
- 三 埋立の目的

- 四 真珠養殖作業場  
埋立着手およびしゆん工年月日  
着手 昭和二十四年五月十日  
しゆん工 昭和二十五年十月二十日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十八年二月三日
- 六 埋立しゆん工認可年月日  
昭和三十一年二月一日
- 十一
- 一 願人の住所氏名職業  
北牟婁郡海山町大字矢口浦二六一番地  
真珠養殖業 家崎 栄次
- 二 埋立の場所および面積  
北牟婁郡海山町大字矢口浦字在前地先  
海面十八坪五合一勺
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場
- 四 埋立工事着手およびしゆん工年月日  
着手 昭和三十一年十月二十五日  
しゆん工 昭和三十一年十一月十五日
- 五 埋立免許年月日  
昭和三十一年十月三日
- 六 埋立しゆん工認可年月日  
昭和三十一年二月一日
- 十二
- 一 願人の住所氏名職業  
志摩郡志摩町和具二、九六六番地  
真珠養殖業 磯和 尙之
- 二 埋立の場所および面積  
志摩郡志摩町和具奥山地先  
海面四十五坪三勺
- 三 埋立の目的  
真珠養殖作業場および材料置場
- 四 埋立着手およびしゆん工年月日  
着手 昭和二十八年十月六日  
しゆん工 昭和二十九年七月二十一日
- 五 埋立免許年月日  
昭和二十八年九月七日
- 六 埋立しゆん工認可年月日  
昭和三十一年二月一日



厚生労働部

(民生労働部厚生世話課)

和三十一年十二月十三日三重県公報第八千二百六号三重県告示第九百十八号三頁上段一行目の身体障害者福祉法第十五条第一項の規定による指定医師の取消中一外科 猪木隆三 上野市大字平野は一誤り。

購読料

一月 二二〇円 一年 二、五〇〇円

昭和三十一年二月十三日印刷発行

津市栄町一丁目

三重県公報（第三種郵便物認可）

津市広明町三三五番地

三

重

県

庁

印刷所

三重県

印刷所

三重県庁代表 電話津（三）二二二番